

京都市交通局指定管理者選定等委員会委員 委員名簿（敬称略，五十音順）

氏 名	職 業 等
井上 学	立命館大学衣笠総合研究機構アート・リサーチセンター 客員協力研究員
宇都宮 浄人	関西大学経済学部 教授
大津 鞠花	市民公募委員
小川 圭一	立命館大学理工学部 教授
木下 八千世	公認会計士

京都市交通局指定管理者選定等委員会設置要綱

（設置）

第1条 指定管理者の選定に係る京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）第16条及び京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づき、京都市交通局指定管理者選定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 委員会は、交通局が所管する公の施設の指定管理者の選定に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1） 公募要領，選定基準に係る事項
- （2） 事業者の選定に関する事項
- （3） その他公営企業管理者が必要と認める事項。

（委員）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、公営企業管理者が適当と認める者のうちから、公営企業管理者が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の招集及び議事）

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高速鉄道部営業課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月6日から施行する。

○京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例

平成11年 9 月24日

条例第21号

改正 平成17年12月条例第112号

平成25年11月条例第46号

平成25年12月条例第88号

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が京都市高速鉄道北山駅に設置する自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場

位置 京都市左京区下鴨半木町1番地の23

(利用料金)

第3条 駐車場に自転車を駐車させる者(次条第1項に規定する回数券又は第5条第1項に規定する定期駐車券により駐車させる者を除く。)は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対し、利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、1日（午前5時から翌日の午前0時30分までをいう。）1回につき、当該各号に掲げる額の範囲内において、指定管理者が管理者の承認を得て定めるものとする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 150円

(2) 次のいずれかに該当する者 100円

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康

手帳の交付を受けている者

オ 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

カ 京都市乗合自動車旅客運賃条例第11条第2号又は京都市高速鉄道旅客運賃条例第9条第1項第2号に掲げる児童又は生徒

(回数券)

第4条 指定管理者は、必要があると認めるときは、回数券を発行することができる。

2 回数券の交付を受けようとする者は、指定管理者に対し、その券面額からその1割に相当する額の範囲内の額を割り引いて指定管理者が管理者の承認を得て定める利用料金を支払わなければならない。

(定期駐車券)

第5条 指定管理者は、定期駐車券を発行するものとする。

2 定期駐車券の通用期間は、毎月の1日から末日までとする。

3 定期駐車券の交付を受けようとする者は、指定管理者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において指定管理者が管理者の承認を得て定める利用料金を支払わなければならない。

(1) 第3条第2項第1号に掲げる者 2,700円

(2) 第3条第2項第2号に掲げる者 2,000円

(利用料金の還付)

第6条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 定期駐車券の発行その他利用料金を収受するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成17年12月26日条例第112号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成25年11月11日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月24日条例第88号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第11条の改正規定（「第3条の2第1項」の右に「若しくは第2項」を加える部分を除く。）、第12条の改正規定及び附則第4項の規定 この条例の公布の日

○京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成16年3月31日

条例第59号

改正 平成16年12月24日条例第24号

平成25年11月15日条例第51号

平成27年11月11日条例第15号

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長、公営企業管理者又は教育委員会（以下第15条までにおいて「市長等」という。）は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設（以下「指定施設」という。）の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 指定施設の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 第4条第1項の規定により同項に規定する指定候補者を選定する基準
- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (7) 指定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (8) 指定管理者に指定しようとする期間
- (9) その他市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次に

掲げる事項を記載した申請書を市長等に提出しなければならない。

- (1) 申請団体の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 指定施設の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
 - (2) 指定施設の管理に係る事業計画書
 - (3) 指定施設の管理に係る収支予算書
 - (4) その他市長等が必要と認める書類
- (指定候補者の選定)

第4条 市長等は、前条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査したうえ、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 指定施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

2 市長等は、前項の規定による選定と同時に、申請団体のうち指定候補者以外の団体（以下「非選定者」という。）を指定管理者に指定しない旨の処分をしなければならない。

3 市長等は、第1項の規定により指定候補者を選定した後、法第244条の2第6項の規定による市会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の処分をし、非選定者の中から指定候補者を選定することができる。

4 前項の場合において、市長等は、同項の規定による選定前に、指定候補者に選定しようとする非選定者に対する第2項の処分を取り消すものとする。

(指定管理者の指定)

第5条 市長等は、指定候補者を指定管理者に指定する旨の議案が市会において議決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しなければならない。

2 市長等は、前項の議案が市会において否決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の処分を行わなければならない。

3 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定の条件)

第6条 指定管理者の指定には、指定施設の管理上必要な条件を付することができる。

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、第2条第8号に規定する期間の開始前に、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 第3条第2項第2号に規定する事業計画書に記載された事項
- (2) 指定施設の管理に要する費用に関する事項
- (3) 指定施設の利用者等に係る個人情報(京都市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護に関する事項
- (4) 指定施設の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- (5) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に記載すべき事項
- (6) その他市長等が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第8条 法第244条の2第7項の規定による同項に規定する事業報告書の提出は、毎年度終了後60日以内(同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して60日以内)にしなければならない。

2 前項の事業報告書には、指定施設の管理に係る収支決算書を添付しなければならない。

(区分経理)

第9条 指定管理者は、指定施設の管理の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(業務の休廃止)

第10条 指定管理者は、指定施設の管理の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けなければならない。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき(当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。)、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、速やかにその管理しなくなった指定施設及びその設備を

原状に回復しなければならない。ただし、市長等が特に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(市長等による管理)

第12条 市長等は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 市長等は、前項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

3 市長又は公営企業管理者は、第1項の規定により管理の業務を行う公の施設（その利用料金を指定管理者に収受させるものに限る。）の使用について、同項の条例に定める利用料金の額の範囲内において、市長又は公営企業管理者が定める額の使用料を徴収することができる。

4 前項の使用料の還付、減額又は免除については、第1項の条例の利用料金の還付、減額又は免除に関する規定の例による。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、指定施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(情報公開)

第14条 指定管理者は、指定施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(意見の聴取)

第15条 市長等は、第2条本文の規定により公募しようとするとき、同条ただし書の規定により公募を行わずに指定候補者を選定しようとするとき及び第4条第1項の規定により指定候補者を選定しようとするときは、次条に規定する委員会（公営企業管理者にあっては、市長の附属機関である委員会）の意見を聴かななければならない。ただし、指定施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他意見を聴かないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

(委員会)

第16条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、第2条本文の規定による公募、同条ただし書又は第4条第1項の規定による指定候補者の選定及び指定施設の管理に関する事項について、市長等の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、委員会を置くことができる。

(委員会の組織)

第17条 委員会は、それぞれ委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年以内においてそれぞれの委員会ごとに市長等が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第19条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(部会)

第20条 委員会は、特定の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(委員会に関する委任)

第21条 第16条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長等が定める。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項（委員会に関するものを除く。）は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１６年１２月２４日条例第２４号） 抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年１１月１５日条例第５１号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２７年１１月１１日条例第１５号）
この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

○京都市公契約基本条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、公契約に関し、その基本方針、本市及び受注者の責務その他の基本となる事項を定めることにより、市内中小企業の受注等の機会の増大、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、公契約の適正な履行及び履行の水準の確保並びに社会的課題の解決に資する取組の推進を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 本市が発注する工事若しくは製造の請負、業務の委託又は物品の購入に係る契約及び京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項に規定する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 受注者 本市と公契約を締結した者をいう。
- (3) 市内中小企業 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、本市の区域内に本店又は主たる事務所を有するものをいう。
- (4) 略
- (5) 下請等契約 次に掲げる契約をいう。
 - ア 下請、再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、受注者その他の本市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託することを内容とする契約
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）の規定により、自己の雇用する労働者を受注者その他の本市以外の者のために公契約に係る業務に従事させることを内容とする契約

(6)～(7)略

（市内中小企業への発注）

第6条 本市は、法令上の制限がある場合、専門的な能力を有する者に発注する必要がある場合その他特別の事情がある場合を除き、市内中小企業へ発注するよう努めるものとする。

（市内中小企業の受注等の機会の増大）

（下請等契約）

第8条 受注者及び下請負者等（以下「受注者等」という。）は、市内中小企業と下請等契約を締結するよう努めるものとする。

指定管理者選定に係るスケジュール（案）

平成 30 年 8 月 6 日

第 1 回 指定管理者選定等委員会

《募集要項及び審査基準の審議》

8 月 10 日～ 9 月 7 日 募集要項の公表

8 月 17 日～ 8 月 23 日 質疑の受付

8 月 30 日 質疑の回答

9 月 4 日～ 9 月 10 日 応募の受付

9 月 11 日～ 9 月下旬 書類審査等の実施

9 月下旬から 10 月上旬 第 2 回 指定管理者選定等委員会

《審査（書類及びプレゼンテーション）

及び意見聴取》

11 月

指定議案の市会審議

平成 31 年 4 月

新管理者による指定管理業務開始

（～平成 35 年 3 月）